第四条第二項を次のように改める。

2　監査指導室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　厚生労働省の所掌に係る経費及び収入の決算並びに会計の監査に関すること。

二　東日本大震災復興特別会計の経理のうち厚生労働省の所掌に係る経費及び収入の決算並びに会計の監査に関すること。

第四条第五項に次の二号を加える。

三　東日本大震災復興特別会計の経理のうち厚生労働省の所掌に係る経費及び収入の会計に関すること。

四　東日本大震災復興特別会計に属する国有財産の管理及び処分並びに物品の管理のうち厚生労働省の所掌に係るものに関すること。

第七条の見出し及び同条第一項中「、審査解析室及び情報企画室」を「及び審査解析室」に改め、同条第六項及び第七項を削る。

第八条の見出し中「保健統計室」の下に「、社会統計室及び世帯統計室」を加え、同条第一項中「人口動態・保健統計課」を「人口動態・保健社会統計課」に改め、「保健統計室」の下に「、社会統計室及び世帯統計室」を加え、同条に次の四項を加える。

4　社会統計室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　社会福祉並びに健康保険及び国民健康保険に関する統計調査に関すること。

二　前号に掲げるもののほか、社会保障に関する統計調査に関すること（雇用・賃金福祉統計課及び他室の所掌に属するものを除く。）。

5　社会統計室に、室長を置く。

6　世帯統計室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　厚生労働省の所掌事務に関する政策の企画及び立案に必要な保健、医療、福祉、年金、所得その他これに類する国民生活の基礎的な事項に関する統計調査に関すること。

二　前号に掲げるもののほか、社会保障に関する統計調査（特定の者を継続して対象とする統計調査に限る。）に関すること。

7　世帯統計室に、室長を置く。

第九条を次のように改める。

（賃金福祉統計室及び調査官）

第九条　雇用・賃金福祉統計室及び調査官一人を置く。

2　賃金福祉統計室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　賃金の構造に関する基本的な統計調査に関すること。

二　前号に掲げるもののほか、賃金、給料その他の給与に関する統計調査に関すること。

三　労働時間に関する統計調査に関すること。

四　労働者の安全及び衛生並びに災害補償に関する統計調査に関すること。

五　労働者の福祉に関する統計調査に関すること。

六　労働生産性及び労働費用に関する統計調査に関すること。

3　賃金福祉統計室に、室長を置く。

4　調査官は、命を受けて、労働に関する統計調査に関する専門的事項の調査、企画及び立案に当たる。

第十条の前の見出しを削り、第十条及び第十一条を次のように改める。

第十条及び第十一条　削除

第十九条の見出し中「及び生活習慣病対策室並びに保健指導官」を削り、同条第一項中「及び生活習慣病対策室並びに保健指導官一人」を削り、同条第二項第四号中「（生活習慣病対策室の所掌に属するものを除く。）」を削り、同条第五項から第七項までを削り、同条の次に次の一条を加える。

（保健指導官）

第十九条の二　がん対策・健康増進課に、保健指導官一人を置く。

2　保健指導官は、命を受けて、地域における保健の向上に関する事務のうち、保健師その他の者が行う保健指導に係る企画及び立案並びに指導に関することを行う。

第二十条の見出し及び同条第一項中「臓器移植対策室」の下に「及び肝炎対策推進室」を加え、同条に次の二項を加える。

4　肝炎対策推進室は、肝炎の予防及び治療に関する事務（他局、がん対策・健康増進課及び臓器移植対策室の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

5　肝炎対策推進室に、室長を置く。

第三十三条の見出し及び同条第一項中「国際室及び」を削り、同条中第二項及び第三項を削り、第四項を第二項とする。

第三十五条の見出し及び同条第一項中「及び」の下に「電離放射線労働者健康対策室並びに」を加え、同条中第四項を第六項とし、第三項の次に次の二項を加える。

4　電離放射線労働者健康対策室は、電離放射線による労働者の健康障害の防止に関する事務をつかさどる。

5　電離放射線労働者健康対策室に、室長を置く。

第六十五条の見出し中「障害保健対策指導官」を「心の健康支援室」に改め、同条第一項中「障害保健対策指導官一人」を「心の健康支援室」に改め、同条第四項中「障害保健対策指導官は、命を受けて」を「心の健康支援室は」に、「行う」を「つかさどる」に改め、同項に次の一号を加える。

三　国民の精神的健康の増進に関する企画及び立案並びに調整に関すること。

第六十五条に次の一項を加える。

5　心の健康支援室に、室長を置く。

第七百十条の三第二号中「（特別医療法人を除く。）」を削る。

第七百十二条第二十八号中「医事課」の下に「、年金課及び保険年金課」を加える。

第七百十七条に次の一号を加える。

三　地方厚生局の所掌事務に係る補助金等の交付に関すること（厚生年金基金に関するものに限る。）。

第七百十八条に次の一号を加える。

六　地方厚生局の所掌事務に係る補助金等の交付に関すること（厚生年金基金に関するものに限る。）。

第七百二十七条の二第一項第二号ロ中「一人」の下に「（関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）」を加える。

第七百四十二条第三十三号中「こと」の下に「（保険年金課の所掌に属するものを除く。）」を加える。

第七百四十五条の二第二号中「（特別医療法人を除く。）」を削る。

第八百二条中「九州厚生局福祉指導課　四国厚生支局企画調整課」を「九州厚生局福祉指導課」に改める。

別表第四栃木の款栃木の項管轄区域の欄中「（鹿沼労働基準監督署の管轄区域を除く。）」を削り、同款鹿沼の項管轄区域の欄中「栃木市のうち西方町、」を削り、同表大阪の款堺の項管轄区域の欄中「（羽曳野労働基準監督署の管轄区域を除く。）」を削り、同款羽曳野の項管轄区域の欄中「堺市のうち美原区、」を削り、同表熊本の款熊本の項位置の欄中「熊本市」を「熊本市中央区」に改め、同款菊池の項管轄区域の欄中「熊本市」を「熊本市北区」に改める。

別表第五栃木の款鹿沼の項管轄区域の欄中「栃木市のうち西方町、」を削り、同款栃木の項管轄区域の欄中「（鹿沼公共職業安定所の管轄区域を除く。）」を削り、同表熊本の款熊本（上益城）の項位置の欄中「熊本市」を「熊本市中央区」に改め、同款菊池の項管轄区域の欄中「熊本市」を「熊本市北区」に改める。